

答 申 第 1 1 4 号
平成30年10月31日
(諮問公第132号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成29年8月17日付けで、「H29.5.31の鹿児島地裁判決に基づく元校長〇〇氏への退職金返還命令の進捗が判る資料」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成29年9月15日付け鹿教教第342号で、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、平成29年9月22日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

非開示の処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び意見書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 元〇〇市立中学校長（以下「元校長」という。）Mへの退職金返還命令の進捗状況が判らなければ、本来、支給してはならなかったはずの県の公金が、Mにより費消されても退職金支給の執行者の責任は不問となり、厳格な業務であったか、否かを県民は将来も問えないことになる。

イ いまだ返還されていないのであれば、結果を不明に知らせないことは、当時、私からの再三の請求（H24.3）にも関わらず、県が退職金をMへ全額支給した責任は不問となる。

ウ 退職金支給を決定した、当時の県の教育行政の責任を追及することも年月の経過とともに不明となり、責任の所在を問い、裁判を起す住民の権利を奪うことになる。

エ 返還命令後、5年の歳月を経れば、時効が成立し、返還命令そのものが失効、厳正な処分は宙に浮き、命令を無視してよい前例となって、モラルハザードが起きる。

オ 支給に関する県条例の厳格な適用、改定を議会に求めなければならず、そのためにも先の命令が完了したか、否かを知る権利がある。

カ ゆえにMの個人のプライバシーの守秘とは異なる性質の県の公金の行方の問題であるから、返還命令の進捗状況、結果について県民に開示するよう改めて主張する。

キ 事件発生から10年余を経、なお、加害者である元校長Mへの鹿児島県からの退職金返還命令（H26.2）が確実に履行されたか、否かを知る機会を県民が奪われていることは、今後の教職員の不祥事根絶のためにも、看過できないものである。

ク 被害女性と家族が事件の記憶から回復するためにも先の命令の結果（完了が望ましい）を知ることは必要である。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書

H29.5.31の鹿児島地裁判決に基づく元校長〇〇氏への退職金返還命令の進捗が判る資料

(2) 不開示決定の理由

ア 当該公文書の存否を答えること自体が、条例第7条第1号の規定により不開示とされている特定の個人を識別することができる個人に関する情報を開示することとなるので、存否を答えることはできない。

イ 本開示請求は、元校長から退職手当返納命令処分取消訴訟が提起され、平成29年5月31日に判決がなされたことを受けて返納命令の進捗について、開示請求されたものであるが、県教育委員会として公にしている内容は「元校長に対する退職手当返納命令処分」であり、個人を特定していない。

ウ 本請求では「〇〇」という個人名が示されているが、県教育委員会として、処分に関して個人を特定して公にしていない。

エ 本件対象公文書については、その存否を答えることにより、特定の個人による退職手当の返納の有無が把握されることになる。

オ 元校長の退職手当返還の進捗状況については、平成29年9月15日の不開示決定当時、報道や議会等においても公表されていない事項である。なお、決定以降、現時点まで報道や議会等においても公表されていない。

カ 県教育委員会としては、元校長が退職当時、支給差し止めを行う要件に該当するとまではいえないと判断して、差し止めを行わずに支給した。

キ その後、民事訴訟において、元校長のわいせつ行為が認定されたことにより、県教育委員会において、元校長の在職期間中に懲戒免職処分相当の行為があったと認め、元校長に対し、退職手当返納命令を行ったところである。

ク 現在、関係法令に基づき、適切に対応しているところであり、審査請求人が主張することについては、当たらないと認識している。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年11月2日	諮問公第132号に係る諮問を受けた。
12月11日	諮問公第132号に係る弁明書の写しを実施機関から受理した。
12月22日	諮問の審議を行った。(事務局による事案の説明)
平成30年8月22日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
8月31日	意見書を受理した。
9月6日	諮問の審議を行った。
10月24日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件開示請求について

民事訴訟で元女子生徒へのわいせつ行為が認定されたことを踏まえ、県教育委員会は平成26年2月、定年退職していた元校長に対し、鹿児島県職員退職手当支給条例(昭和28年鹿児島県条例第54号。以下「退職手当支給条例」という。)第14条第1項の規定による退職手当返納命令を行った。その後、元校長から知事宛てに審査請求書が提出されたが、棄却裁決となり、平成27年12月、元校長は県に退職手当返納命令の取消しを求める訴訟を提起したが、平成29年5月31日、鹿児島地裁において原告の請求を棄却する判決が出された。

本件開示請求は、この判決を受けて、退職手当返納命令の進捗についてなされたものである。

イ 本件対象公文書について

本件対象公文書は、「H29. 5. 31の鹿児島地裁判決に基づく元校長〇〇氏への退職金返還命令の進捗が判る資料」である。実施機関は、請求に係る公文書の存否を答えること自体が、条例第7条第1号で不開示とされている特定の個人を識別することができる個人に関する情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により、請求に係る公文書の存否を明らかにしないで不開示としたとしている。

審査請求人は、本件処分の取消しを求めていることから、本件対象公文書が実施機関の主張する条例第7条第1号及び条例第10条に該当するかどうか検討した上で、条例第9条の公益上の理由による裁量的開示に該当するかどうかについても検討する。

ウ 条例第7条第1号（個人に関する情報）該当性について

(ア) 条例第7条第1号

条例第7条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

また、同号ただし書においては、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当するものであつても、開示しなければならない旨規定している。

(イ) 条例第7条第1号該当性について

本件開示請求は、開示請求の内容に特定個人の氏名が記載されており、個人を特定した上でなされている。H29. 5. 31の鹿児島地裁判決に係る元校長が審査請求人が特定する個人であるか否かは別として、特定個人の退職手当返還命令の進捗が判る文書は、公にすることによって、個人の特定に繋がり、また、特定個人の退職手当返納の有無が明らかになることから、条例第7条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当すると認められる。

(ウ) 本号ただし書該当性について

現職の学校職員に対する懲戒処分等については、実施機関が行政としての説明責任を果たすため「学校職員の懲戒処分等の公表基準」（以下「公表基準」という。）を定め、一定の事項を公表している。本件は、退職者に退職手当返納命令を行った

事例であり、実施機関は懲戒処分相当（退職手当支給条例第14条該当）の行政処分が行われたことから、公表基準を参考に、退職手当返納命令処分の概要等を公表したものであるが、氏名、年齢等は公表されておらず、退職手当返納の有無等の行政処分後の状況についても、当該公表基準上の公表内容に規定されていない事項であり、報道機関等に対して公表しておらず、また、これまでも公表した事実があるとは認められないため、本号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるとは認められない。

また、同号ただし書イ及びウに該当するとすべき事情も見当たらない。

したがって、本件不開示情報を条例第7条第1号に該当するものとした実施機関の判断は妥当である。

エ 公文書の存否を明らかにしないで不開示とすることの妥当性について

(ア) 条例第10条

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

これは、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は、公文書の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めるものである。

本条にいう「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る公文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された公文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。

(イ) 処分の妥当性

本件請求内容は、上記4ウ(イ)及び(ウ)で判断したとおり、特定個人の退職手当返納の進捗状況が判る文書に対する開示請求であり、特定個人の退職手当返納の有無を明らかにするものである。

したがって、本件対象公文書の存否を答えることは、それだけで条例第7条第1号に規定する個人に関する情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで不開示とした実施機関の判断は妥当である。

オ 条例第9条（裁量的開示）該当性について

審査請求人は2(3)アのとおり、元校長Mへの退職金返還命令の進捗状況が判らなければ、本来、支給してはならなかったはずの県の公金が、Mにより費消されても退職金支出の執行者の責任は不問となり、厳格な業務であったか、否かを県民は将来も問えないことになる旨主張しているが、これは退職手当返納命令の進捗について、条例第9条の公益上の理由による裁量的開示を求めているとも思われる。

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（条例第7条第

3号の情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定されており、「公益上特に必要があると認められるとき」とは、条例第7条各号の不開示情報に該当する情報であっても、実施機関の高度の行政的な判断により、公にすることに当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味する。

また、不開示情報の規定により保護される権利利益があるにもかかわらず例外的に開示するものであることから、この条の適用に当たっては、不開示情報の規定により保護される権利利益と開示による公益を比較検討して、慎重に判断する必要がある。

これを本件についてみると、上記4ウ(イ)及び(ウ)で判断したとおり、当該情報は個人に関する不開示情報であるが、条例第9条では条例第7条各号の不開示情報に該当する情報であっても、公にすることに当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合には、開示することができる」と規定されているところ、審査請求人は、退職金支給を決定した責任の所在を問い、裁判を起す住民の権利を奪うことになる」と主張するが、元校長が審査請求人が特定する個人であるか否かは別として、審査請求人は平成24年3月、県監査委員に住民監査請求を行っており、監査の結果、元校長に対して、退職手当を支給し、及びその差止め等をしなかったことは地方自治法第242条第1項にいう違法若しくは不当な公金の支出又は違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実には該当しないとの判断がなされている。また、審査請求人は、支給に関する県条例の厳格な適用等を県議会に求めるためにも先の命令が完了したか、否かを知る権利があると主張するが、県政について意見や要望のある場合には誰でも県議会へ請願・陳情ができるとされており、退職手当返還の有無に関係なく行うことができるものと考えられる。

また、審査請求人は返還命令後、5年の歳月を経れば時効が成立し、返還命令そのものが失効、厳正な処分は宙に浮き、命令を無視してよい前例となってモラルハザードが起きると主張するが、仮に、現時点において未だ退職手当の返還がなされていなかったとしても、未収債権については、催告等を続けていくほか、返納を求めて提訴するなどの法的措置をとるなど、時効にならないよう、県として未収債権の解消に向けて、関係法令や債権管理マニュアルに基づき適切に管理していくべきものであることは当然のことである。

これらのことからすると、審査請求人が主張する事情をもって、本件不開示情報を公にすることに当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があるとは認められない。

したがって、条例第9条を根拠に裁量的開示を行わなかった実施機関の判断は妥当である。

カ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

よって「1 審査会の結論」のとおり判断する。